

2026年4月30日

各位

旭川信用金庫

印鑑票取り扱い変更にもなう預金等規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、従来より預金取引に際しお客さまからいただいた印鑑票を電磁的記録化し、それら電磁的記録化された印鑑票データ、または紙でいただいている印鑑票のいずれかによりお届けされている印鑑の照合をさせていただいております。今後は、ペーパーレス等の観点から電磁的記録化された印鑑票データによる照合を原則とさせていただき、紙でいただいた印鑑票の保存を廃止させていただくことを検討しておりますので、関連する預金等規定を5月15日から改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、対象の規定および内容をお知らせいたします。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 定期性総合口座規定
- (3) 普通預金規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 定期預金共通規定
- (7) 通知預金規定
- (8) 定期積金規定
- (9) 財産形成期日指定定期預金規定
- (10) 財産形成住宅預金規定
- (11) 財産形成年金預金規定
- (12) 財産形成積立定期預金規定
- (13) 旭川しんきんファームバンキングサービス規定
- (14) ビジネスインターネットバンキング利用規定
- (15) 貸金庫規定

2. 改定内容

届出のご印鑑を電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、紙でいただいております印鑑票との照合と同様に取り扱いさせていただきます。

定期性総合口座規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
<p>12.（印鑑照合等） (1)～(3)（省略） <u>(4)届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第1項と同様の取り扱いとします。</u> (5)預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額または不正な解約、書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第22条により補てんを請求することができます。 （以下省略）</p>	<p>12.（印鑑照合等） (1)～(3)（省略） <u>(追加)</u> (4)預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額または不正な解約、書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第22条により補てんを請求することができます。 （以下省略）</p>

改定する規定は下記のとおりです。

当座勘定規定	財産形成期日指定定期預金規定
普通預金規定	財産形成住宅預金規定
貯蓄預金規定	財産形成年金預金規定
納税準備預金規定	財産形成積立定期預金規定
定期預金共通規定	旭川しんきんファームバンキングサービス規定
通知預金規定	ビジネスインターネットバンキング利用規定
定期積金規定	貸金庫規定

3. 改定する規定の新旧対照表は次ページ以降をご覧ください。

変更後	変更前
<p>当座勘定規定 第1章 当座勘定規定 第1条～第15条（省略） 第16条（印鑑照合等） 1. ～4.（省略） 5. 届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、 <u>それら電磁的記録化されたものとの照合であつても、第1項と同様の取り扱いとします。</u> 第17条～第33条（省略） 第2章～第4章（省略）</p>	<p>当座勘定規定 第1章 当座勘定規定 第1条～第15条（省略） 第16条（印鑑照合等） 1. ～4.（省略） <u>（追加）</u> 第17条～第33条（省略） 第2章～第4章（省略）</p>
<p>定期性総合口座規定 1. ～11.（省略） 12.（印鑑照合等） (1)～(3)（省略） (4) 届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、 <u>それら電磁的記録化されたものとの照合であつても、第1項と同様の取り扱いとします。</u> (5) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額または不正な解約、書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第22条により補てんを請求することができます。 13. ～26.（省略）</p>	<p>定期性総合口座規定 1. ～11.（省略） 12.（印鑑照合等） (1)～(3)（省略） <u>（追加）</u> (4) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額または不正な解約、書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第22条により補てんを請求することができます。 13. ～26.（省略）</p>
<p>普通預金規定 1. ～8.（省略） 9.（印鑑照合等） (1)～(3)（省略） (4) 届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、 <u>それら電磁的記録化されたものとの照合であつても、第1項と同様の取り扱いとします。</u> (5) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第16条により補てんを請求することができます。 10. ～20.（省略）</p>	<p>普通預金規定 1. ～8.（省略） 9.（印鑑照合等） (1)～(3)（省略） <u>（追加）</u> (4) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第16条により補てんを請求することができます。 10. ～20.（省略）</p>
<p>貯蓄預金規定 1. ～9.（省略） 10.（印鑑照合等） (1)～(3)（省略） (4) 届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、 <u>それら電磁的記録化されたものとの照合であつても、第1項と同様の取り扱いとします。</u> (5) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第17条により補てんを請求することができます。 11. ～21.（省略）</p>	<p>貯蓄預金規定 1. ～9.（省略） 10.（印鑑照合等） (1)～(3)（省略） <u>（追加）</u> (4) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第17条により補てんを請求することができます。 11. ～21.（省略）</p>
<p>納税準備預金規定 1. ～9.（省略） 10.（印鑑照合等） (1)～(2)（省略） (3) 届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、 <u>それら電磁的記録化されたものとの照合であつても、第1項と同様の取り扱いとします。</u></p>	<p>納税準備預金規定 1. ～9.（省略） 10.（印鑑照合等） (1)～(2)（省略） <u>（追加）</u></p>

変更後	変更前
<p>ても、第1項と同様の取り扱いとします。</p> <p>(4) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第17条により補てんを請求することができます。</p> <p>11. ～21. (省略)</p>	<p>(3) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第17条により補てんを請求することができます。</p> <p>11. ～21. (省略)</p>
<p>定期預金共通規定</p> <p>1. ～7. (省略)</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、<u>それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第1項と同様の取り扱いとします。</u></p> <p>(5) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。</p> <p>9. ～15. (省略)</p>	<p>定期預金共通規定</p> <p>1. ～7. (省略)</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。</p> <p>9. ～15. (省略)</p>
<p>通知預金規定</p> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、<u>それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第1項と同様の取り扱いとします。</u></p> <p>(4) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額に相当する金額について、第13条により補てんを請求することができます。</p> <p>10. ～16. (省略)</p>	<p>通知預金規定</p> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額に相当する金額について、第13条により補てんを請求することができます。</p> <p>10. ～16. (省略)</p>
<p>定期積金規定</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (印鑑照合等)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、<u>それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第1項と同様の取り扱いとします。</u></p> <p>(5) 積金契約者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額について、第16条により補てんを請求することができます。</p> <p>13. ～19. (省略)</p>	<p>定期積金規定</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (印鑑照合等)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 積金契約者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額について、第16条により補てんを請求することができます。</p> <p>13. ～19. (省略)</p>
<p>財産形成期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～10. (省略)</p> <p>11. (印鑑照合)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いました。う例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>財産形成期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～10. (省略)</p> <p>11. (印鑑照合)</p> <p><u>(追加)</u> 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いました。う例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

変更後	変更前
<p>(2) 届出の印鑑(および署名)は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第1項と同様の取り扱いとします。</p> <p>(3) 預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第14条により補てんを請求することができます。</p> <p>12. ～15. (省略)</p>	<p>(追加)</p> <p>なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第14条により補てんを請求することができます。</p> <p>12. ～15. (省略)</p>
<p>財産形成住宅預金規定</p> <p>1. ～14. (省略)</p> <p>15. (印鑑照合)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 届出の印鑑(および署名)は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第1項と同様の取り扱いとします。</p> <p>(3) 預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第18条により補てんを請求することができます。</p> <p>16. ～19. (省略)</p>	<p>財産形成住宅預金規定</p> <p>1. ～14. (省略)</p> <p>15. (印鑑照合)</p> <p>(追加) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第18条により補てんを請求することができます。</p> <p>16. ～19. (省略)</p>
<p>財産形成年金預金規定</p> <p>1. ～14. (省略)</p> <p>15. (印鑑照合)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 届出の印鑑(および署名)は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第1項と同様の取り扱いとします。</p> <p>(3) 預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第19条により補てんを請求することができます。</p> <p>16. ～20. (省略)</p>	<p>財産形成年金預金規定</p> <p>1. ～14. (省略)</p> <p>15. (印鑑照合)</p> <p>(追加) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第19条により補てんを請求することができます。</p> <p>16. ～20. (省略)</p>
<p>財産形成積立定期預金規定</p> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について</p>	<p>財産形成積立定期預金規定</p> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合)</p> <p>(追加) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について</p>

変更後	変更前
<p>ては、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(2) 届出の印鑑(および署名)は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第1項と同様の取り扱いとします。</u></p> <p>(3) 預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。</p> <p>10. ～13. (省略)</p>	<p>は、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。</p> <p>10. ～13. (省略)</p>
<p>旭川しんきんファームバンキングサービス規定</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (お届け印)</p> <p>(1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けのお申込印およびご利用口座にあらかじめお届けの印章を使用してください。</p> <p>(2) 当金庫は諸届けその他の書類に使用された印影をお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(3) お届けの印鑑(および署名)は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第2項と同様の取り扱いとします。</u></p> <p>14. ～16. (省略)</p>	<p>旭川しんきんファームバンキングサービス規定</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (お届け印)</p> <p>(1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けのお申込印およびご利用口座にあらかじめお届けの印章を使用してください。</p> <p>(2) 当金庫は諸届けその他の書類に使用された印影をお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>14. ～16. (省略)</p>
<p>ビジネスインターネットバンキング利用規定</p> <p>第1条 旭川しんきんビジネスインターネットバンキングの申込</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 利用申込</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱った場合は、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>なお、届出の印鑑(および署名)は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、同様の取り扱いとします。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>3. ～8. (省略)</p> <p>第2条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 資金移動取引</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. 依頼内容の変更・組戻し</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影(または署名)と届出印(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類に</p>	<p>ビジネスインターネットバンキング利用規定</p> <p>第1条 旭川しんきんビジネスインターネットバンキングの申込</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 利用申込</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱った場合は、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>3. ～8. (省略)</p> <p>第2条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 資金移動取引</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. 依頼内容の変更・組戻し</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影(または署名)と届出印(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類に</p>

変更後	変更前
<p>つき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>なお、届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、同様の取り扱いとします。</u></p> <p>(5)～(7)（省略）</p> <p>4.（省略）</p> <p>第5条～第22条（省略）</p>	<p>つき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(5)～(7)（省略）</p> <p>4.（省略）</p> <p>第5条～第22条（省略）</p>
<p>貸金庫規定</p> <p>1.～8.（省略）</p> <p>9.（印鑑照合、貸金庫カード・暗証番号の管理等）</p> <p>(1) 開扉票、諸届けその他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取り扱いをしましたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。<u>なお、届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、同様の取り扱いとします。また、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。</u></p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>10.～17.（省略）</p>	<p>貸金庫規定</p> <p>1.～8.（省略）</p> <p>9.（印鑑照合、貸金庫カード・暗証番号の管理等）</p> <p>(1) 開扉票、諸届けその他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取り扱いをしましたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。<u>（追加）なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。</u></p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>10.～17.（省略）</p>